

秘密保持契約書

S DIVISION HOLDINGS INC.（以下、「甲」という。）と（以下、「乙」という。）は、一方当事者から他方当事者に開示される秘密情報の保持に関して、次のとおり秘密保持契約（以下、「本契約」という。）を締結する。

第1条 （開示の目的）

本契約に基づく秘密情報の開示は、甲に関係する販売促進等の運営、管理またそれに付随する業務を目的（以下、「本目的」という。）とする。

第2条 （秘密情報）

- 1 本契約において「秘密情報」とは、本契約期間中に、文書、電子メール、口頭、磁気ディスクその他手段を問わず、本目的のために、いずれかの当事者から他方当事者に開示又は提供される（以下、「開示等」という。）営業上、経営上、財務上、法務上、技術上その他の一切の情報をいう。
- 2 前項の規定にかかわらず、以下に該当する情報は秘密情報には含まれない。
 - (1) 相手方当事者から開示等を受ける以前から、既に公知であった情報
 - (2) 相手方当事者より開示等を受けた後、自己の責に帰すべき事由によらずに公知となった情報
 - (3) 相手方当事者から開示等を受ける以前より、既に秘密情報として取り扱う義務なくして保有していた情報
 - (4) 正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく開示等された情報
 - (5) 法律上、開示義務がある情報、または公的機関により開示要請がある情報

第3条 （秘密保持義務）

- 1 いずれの当事者も、相手方当事者より開示等を受けた秘密情報を善良なる管理者としての注意をもって厳重に管理し、秘密として保持する義務を負い、いかなる第三者にも漏洩してはならない。但し、開示当事者が事前に書面で承諾した場合はこの限りでない。
- 2 前項但書に基づき受領当事者が開示当事者から受領した秘密情報の全部又は一部を第三者に開示等する場合には、当該第三者に対し、本契約に基づき課せられるのと同等の秘密保持義務を負わせるほか、監督その他必要な措置を講ずるものとする。
- 3 いずれの当事者も、本目的の達成のために必要最小限度の範囲の役員及び従業員並びに関係会社の役員及び従業員に限り、相手方当事者から受領した秘密情報を開示する

ことができる。この場合、いずれの当事者も、当該役員及び従業員並びに関係会社の役員及び従業員が秘密情報を漏洩し、若しくは開示目的以外に使用しないよう、本契約に基づき課せられるのと同等の秘密保持義務を負わせるほか、監督その他必要な措置を講ずるものとする。

- 4 前3項の規定に拘わらず、いずれの当事者も、弁護士、公認会計士、税理士等、法律上守秘義務を負う者に相談する必要がある場合は、必要最小限度の範囲内において秘密情報をかかる第三者に開示することができるものとする。

第4条 （目的外使用の禁止）

いずれの当事者も、相手方当事者より開示等された秘密情報を本目的以外に使用してはならない。

第5条 （知的財産権の帰属／非保証）

- 1 いずれの当事者も、開示等を受けたことによって、秘密情報に含まれる発明、考案、意匠その他の創作等又は開発に係る特許権、実用新案権若しくは意匠権を受ける権利又は著作権、営業秘密についての権利等の知的財産権の実施権ないし使用権を取得するものではないことを確認する。
- 2 いずれの当事者も、相手方当事者に開示等した秘密情報が第三者の発明、考案、意匠その他の創作等又は開発に係る特許権、実用新案権、意匠権又は著作権等の知的財産権を侵害していないことを保証するものではなく、また、当該秘密情報が本目的の検討のために必要十分であって、必要な情報が欠落していないことを保証するものではない。
- 3 いずれの当事者も、開示等を受けたことによって、秘密情報に含まれる発明、考案、意匠その他の創作等又は開発について特許権、実用新案権又は意匠権を受ける権利を取得するものではなく、そのような登録又は登録出願をしてはならないことを確認する。但し、開示当事者が事前に書面によって承諾した場合はこの限りではない。

第6条 （有効期間）

- 1 本契約の有効期間は、本契約締結日より1年間とする。
ただし、同期同終了の一か月前までに、甲乙いずれか一方から相手方に対し、本契約を延長しないという旨の意思表示がない限り、本契約は自動的に1年間更新されるものとし、以後同様とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、本契約第3条の秘密保持義務は、本契約終了後も存続するものとする。

第7条 （情報の返還・破棄）

- 1 いずれの当事者も、本契約終了時又は本契約期間中であっても、開示当事者から要請

されたときは、速やかに開示当事者より提供を受けた文書、磁気ディスクなどの一切の情報媒体物、及び受領当事者が作成した複写物・複製物等を、開示当事者の指示に従って、返還又は廃棄するものとする。

2 秘密情報及びその複写物・複製物の返還又は破棄に係る費用は各々の負担とする。

第8条 （秘密保持義務違反）

甲または乙は、相手方当事者が本契約に違反し相当な期間を定めて是正の催告をしても期間内に是正しないときは、甲乙間で締結した業務の委託に関する契約の一部または全部を解除することができる。

第9条 （損害賠償・差止請求）

いずれの当事者も、本契約期間内又は期間後に、自らその役員及び従業員、関係会社の役員及び従業員又は開示者の承諾を得て秘密情報を開示等した第三者が、その故意又は過失の有無を問わず、秘密情報を第三者に漏洩した場合又は本目的以外の目的に使用した場合、開示当事者に対し、これにより生じた全ての損害（弁護士費用、調査費用、人件費を含む。）を賠償しなければならず、また、当該秘密情報の差止請求に服することを確認する。

第10条 （契約内容の変更）

本契約の修正又は変更は、両当事者による合意がない限り効力を生じない。

第11条 （準拠法）

本契約に関して紛争が生じた場合は、フィリピン共和国の法律に従って解釈され、適用する。

第12条 （協議）

本契約に定めのない事項、又は解釈に疑義を生じた事項については、両当事者誠意を持って協議して定める。

以上、本契約の成立を証するため、当事者記名捺印の上、甲が保有する。

2023 年 月 日

甲

(住所) : 928 A. Arnaiz Avenue, San Lorenzo, Makati City, 1223 Philippines

(名前) : S DIVISION HOLDINGS INC. CEO HAJIME SUMI

乙

(住所) :

(名前) :

(署名) : _____ 印